

令和7年第9回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月5日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による
農用地利用集積等促進計画の意見について

議案第2号 非農地証明願について

報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一

2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 1名

朝日地区 伊藤 博文

欠席委員 なし

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐兼係長 中川 朋美

主任 高橋 恒太

午後2時00分 開会

(事務局)

会議を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、ただいまより令和7年第9回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。

本日は、農業委員さんのほかに朝日地区推進委員さんにもお見えいただいております。皆さん、お忙しい中大変ありがとうございます。

本日の開会の前に嬉しい伝達事項があります。令和7年度別府市功労者表彰が決まりましたので、お知らせいたします。4番職務代理と6番農業委員さんが別府市功労者表彰をいただくことが決まりました。おめでとうございます。

(各委員)

おめでとうございます。

(議長)

それでは、今回もスムーズな進行を心がけてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、4番職務代理、5番委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。

申請番号1についてです。貸付人 福岡県大野城市の方 借受人は別府市の方です。区分、農振地域・農用地区域です。貸借権を設定する土地、大字天間、田、現況田、1,351 m²ほか4筆 計 5,911 m²です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 4筆が水稻、1筆がトマトです。機構の借受期間は令和7年11月1日～令和17年10月31日までの10年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの(地域計画区域内)、です。総会議案資料の1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページが会長と朝日地区推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の推進委員から補足説明をお願いします。

(朝日地区推進委員)

会長と私と天間の現地を確認させていただきました。田んぼの資料については、議案資料の4ページの上にございますが、田んぼが4段の敷地で、広大な田んぼになっています。上3段は割とよかったです、一番下側の道路際のところについては相当なヒエが発生していました。そして写真の1番下のハウスなのですが、ここはこの1年間耕作している形跡というの見当たりませんが、ハウス自体は鉄骨がしっかりしているので畑を整地してハウスを利用することは可能かと思います。申請では、ここにトマトを栽培するとなっていますが、整地さえできれば非常にいいのではないかと考えています。

(議長)

ありがとうございます。ただいま、朝日地区推進委員から補足説明がありました。議案第1号申請番号1について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号 申請番号1です。議案の3ページをご覧ください。

申請人 別府市の方 農振地域外、申請の土地 大字亀川、畑、現況 山林 366㎡です。理由、耕作者が倒れて以降、誰も耕作していないため、です。

申請地は 8月の総会で非農地判断された筆の隣接地です。8月に非農地判断を受けた筆の所有者が、隣地である当該申請地を借受け、一体的に耕作していましたが、その方が病気で倒れて以降、誰も耕作していなかったため山林化しました。

総会資料をご覧ください。5 ページが非農地証明願い、議案と重複するので説明は省略します。6 ページが位置図、ピンクのマークで印をつけているところが申請された筆です。7 ページが航空写真、赤の線で囲った部分が申請された筆です。8 ページが3番委員、中部地区推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただいま、議案第2号番号1について事務局の説明が終わりました。中部地区の3番委員から補足説明をお願いします。

(3番委員)

8月13日、中部地区推進委員と事務局と現地に行ってきました。先ほど説明がありましたとおり、8月の議案にあがった非農地の隣接地ということで、女竹が密集して生えていて、農地として開拓することは非常に困難かな、ということです。

(議長)

ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号番号1について非農地判断することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第2号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1)農地法第3条の3の規定による届、1番及び2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問もないようであります。

続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、1番及び2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問もないようであります。

続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から5番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問もないようであります。

続きまして報告第2号開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(3番委員)

これはどの辺ですか。場所は。

(事務局)

(資料をお見せする。)

(3番委員)

わかりました。

(議長)

他にご質問等はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後3時00分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長

会長

署名委員

4番委員

署名委員

5番委員